

2020年10月29日

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議 御中

日本商工会議所
東京商工会議所

採用選考活動に関するルールについて

大学等の新卒における採用選考活動に関するルールは、いわゆる「青田買い」等の防止を目的に、1953年に企業と大学との間で「就職協定」が定められた。以降、一時の空白期間はあったものの、現在に至るまで一定のルールは存在している。

採用選考活動に関するルールについて、日本商工会議所は、1962年に「就職協定」が廃止された際に混乱が生じたことを受けて設置された検討の場から一貫して「採用選考活動には何らかのルールが必要である」旨を主張してきた。当所では、標記に係る見解を述べてきたが、改めて下記により意見を申しあげる。

なお、当所は、本年度及び来年度の新卒者等の採用に係る政府要請に関して、第二の就職氷河期世代を生まないとの認識を共有するとともに、全国の商工会議所及び会員企業に対して要請内容を幅広く周知していく所存である。

記

<ルールの必要性>

- 現在の採用選考活動は、大企業の活動が終わった後に中小企業の活動が本格化するのが実態である。日本商工会議所が本年1月に実施した調査では、新卒採用を実施している中小企業のうち、計画通りに採用できた企業の割合は3割強にとどまっている。
- また、コロナ禍においても、中小企業では人手不足が続いており、業種によっては深刻な状況である。
- こうした状況下で、採用選考に関するルールが廃止されると、採用選考活動が早期化・長期化する懸念があり、学生の混乱、更には学業時間の確保を妨げる恐れがあるとともに、中小企業にとっては負担が一層増加することが懸念される。
- 従って、採用選考活動に関する何らかのルールは必要である。加えて、政府はルールを幅広く周知していくべきである。
- なお、商工会議所は、関係省庁連絡会議の決定事項を会員企業へ広く周知していく。

<ルールの策定主体>

- 採用選考活動に関するルールは、関係省庁連絡会議で検討し、策定することが望ましい。

<広報・選考活動開始時期>

- 広報・選考活動開始時期は、関係省庁連絡会議で検討し、決定することが望ましい。
- なお、当所は現状の時期について、特段の問題は生じていないと認識している。

以上